

新植支援事業補助金交付要綱別表 1 }
 新植支援事業実施要領第 4 の 1 の (2) } 知事が別に定める標準単価等

別表

内容	単価区分	標準単価	標準経費
非公共事業における一貫作業	請負施工	1,025千円/ha	{(標準単価) × (1 + 間接費率)} × 事業量
	請負施工以外	979千円/ha	
	消費税ぬき	932千円/ha	

※末木枝条等の集材経費を除く

間接費 (0~39%) : 現場監督費 (0、21) + 社会保険等 (0、3、10、13、18)
 事業量 : 面積 (ha)

間接費は以下の2項目の合計で決定する。

- ① 現場監督費 : 労働者の管理等に必要なための費用。
 - ・ 事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施された場合 → 21%
 - ・ 上記以外の場合 → 0%
- ② 社会保険料等 : 現場労働者に係る各種保険料及び退職金共済制度の掛金。
 - ・ 社会保険等の加入状況を施行地ごとに点数化

		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

・ 加入実態に応じ、0~18%

平均点数	加算率
1点未満	0%
1点以上7点未満	3%
7点以上13点未満	10%
13点以上23点未満	13%
23点以上	18%

標準単価の適用

知事が別に定める標準単価等

事業主体		森林所有者または 森林所有の形態		事業実施形態	請負施行単 価	請負施行以 外単価	消費税 ぬき単価	
会計処理								
・市町村 ・島根県林業公社 ・隠岐島前森林復興 公社	—	市町村有林 $\{(\text{標準単価}) \times (1 + \text{間接費率})\} \times \text{事業量}$		自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの		◎		
		その他		森林組合等に請負わせて事業を実施するもの	◎			
		その他		「受益者負担に関する契約」を締結し市町村が自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの		◎		
				「受益者負担に関する契約」を締結し事業実施について森林組合等に請負わせて事業を実施するもの	◎			
—	分収林		分収造林地を林業公社が自己の労務（直営労務）で実施するもの		◎			
			分収造林地を森林組合等に請負わせて実施するもの	◎				
・森林組合 ・森林経営計画作成者 ・その他個人等（生産森林組合・任意団体・協定締結者など）	預り金処理を行う場合	原則課税事業者	自己所有林	自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの			◎	
				分収林	第三者に請負わせて事業を実施するもの			◎
			その他		森林組合等が業務を受託し、自己の労務（直営労務）で実施するもの			◎
					森林組合等が業務を受託し、第三者に請負わせて事業を実施するもの			◎
		免税事業者	自己所有林	自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの			◎	
				分収林	第三者に請負わせて事業を実施するもの	◎		
			その他		森林組合等が業務を受託し、自己の労務（直営労務）で実施するもの			◎
					森林組合等が業務を受託し、第三者に請負わせて事業を実施するもの	◎		
	預り金処理ではなく、売上げとして処理する場合	原則課税事業者	—		自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの			◎
			—		第三者に請負わせて事業を実施するもの			◎
		免税事業者	—		自己の労務（直営労務）で事業を実施するもの		◎	
			—		第三者に請負わせて事業を実施するもの	◎		

- 1 請負施行単価とは、苗木・肥料等の資材費及び運搬・植付け等の労務費に消費税率10%を加算した標準単価（消費税全部課税）。
- 2 請負施行以外単価とは、苗木・肥料等の資材費のみ消費税率10%を加算した標準単価（消費税一部課税）。
- 3 消費税ぬき単価とは、消費税を加算しない標準単価。
- 4 ◎は適用する標準単価。
- 5 事業主体と事業実施者の関係で、請負契約を締結し事業を実施したものは「請負施行単価」とするが、委託契約であってもその契約金額が資材費及び労務費に課税されている場合は「請負施行単価」とみなしてよい。
- 6 事業主体及び森林所有者から、島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用5の(3)のアの(テ)に定める別記様式第14号の提出がない場合、消費税抜き単価を適用する。
- 7 消費税相当額の返還対象者の単価は、「消費税ぬき単価」を使用する。